

監査対象機関	県土整備部 県土整備総務課(景観づくり推進室、建設業対策室)
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年7月21日、8月30日

監査対象機関	県土整備部 治水課
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年7月20日、8月18日

監査対象機関	県土整備部 道路整備課
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年7月15日、8月18日

監査対象機関	県土整備部 都市計画課(下水道室)
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年7月20日、8月18日

(指導事項) 1件(給与1)	や、隣接土地所有者から境界の同意が得られないことによる、境界未確定が原因である。 (今後の対応策等)
1) 1週間の勤務時間が3時間45分を超えた場合に支給する時間外勤務手当が、休日の代休日の取得において、誤って支給されていた。	を行い、未登記土地の解消を図っていく。なお、今後、未登記土地の発生を防止するため、登記手続に支障が発生しそうな案件については、用地交渉の初期段階から権利関係者に積極的に働きかけ、障害因子の早期解消に努めていく。

(指導事項) 1件(収入1)	1) 歴入について、次のとおり収入未済があった。 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 79,507,723円
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①河川工事等原因者負担金 過年度分 先数 1件 35,373,622円 ②士砂の不法投棄に係る不当利得の返還請求 過年度分 先数 1件 122,630,985円 ③工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 52,199,280円	1) (発生原因の検証結果) 担当職員の認識誤りと、勤務実績登録の月ごとの集計時の確認不足により生じた。 (今後の対応策等) 直ちに登録の修正を行い、誤って支給していた過払い分を該当職員に返納させた。 今後はより丁寧に確認を行い、誤りが起きないよう適正な事務処理に努める。

監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年6月24日、7月20日、7月21日、8月30日
監査の結果	講じた措置

(指導事項) 1件(収入1)

1.) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

①工事請負契約公正入札違約金
過年度分 先数 2件 44,890,541円

②公園費負担金
過年度分 先数 1件 42,921,589円

1.) (発生原因の検証結果)
①県営住宅使用料の未済については、督促引委会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約総額に基づき公正入札違約金を調定したものです。
②都公園法の規定に基づき、原因者に対して原因者負担金を調定したもの。督促状を送付したが、現在も納付に至っていない。(今後の対応策等)
①全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。
②以後も関係法令に則り、財産調査を進めるとともに、債権回収等に努めていく。

監査対象機関	県土整備部 建築住宅課(住宅対策室)
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年7月19日、8月18日

(指導事項) 1件(収入1)

1.) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

①県営住宅使用料
過年度分 312,813,425円
令和3年度分 16,617,430円
合計 先数 743件 329,430,855円

②県営住宅駐車場使用料
過年度分 2,904,900円
令和3年度分 765,800円
合計 先数 124件 3,670,700円

③県営住宅破損賠償金
過年度分 先数 7件 201,825円

④県営住宅無断退去者による退去修繕費
過年度分 先数 1,090,950円
令和3年度分 740,900円
合計 先数 18件 1,831,850円

⑤県営住宅明け渡し請求不履行に係る損害賠償金
過年度分 先数 2件 1,475,090円
過年度分 先数 1件 45,298円

1.) (発生原因の検証結果)
①県営住宅使用料
実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出し、連帯保証人への納入協力依頼など滞納解消に努めているが、使用料未済となつた。
②県営住宅駐車場使用料
督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出しなど滞納解消に努めているが、使用料未済となつた。
③県営住宅破損賠償金
実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出しなど滞納解消に努めているが、使用料未済となつた。
④無断退去者による退去修繕費
相当な期間が経過した債権であり、処理に時間を要している。
⑤県営住宅明け渡し請求不履行に係る損害賠償金
相当な期間が経過した債権であり、処理に時間を要している。

⑥行政財産使用料
督促状の送付や戸別訪問など滞納解消に努めているが、使用料未済となつた。
(今後の対応策等)
①県営住宅使用料
状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出し、連帯保証人への納入協力依頼及び督促、滞納6か月の者に対する契約解除通告等を行ない、滞納の解消に努めている。平成24年度から直接現金による収納を実施している。長期滞納者については、平成16年12月議会から原則毎議会毎に訴えの提起を行ない、「滞納家賃の支払いと住宅の明渡しを求める訴訟」を提起し、長期滞納及び不良債権の抑制に取り組んでいる。(平成21年度からは知事專決となり、議会へは報告となっている) 平成26年度からは、訴訟対象者(悪質な者に限る)の滞納月数を9か月以上から6か月以上として取り組んでいるところである。
平成25年度から、從来の民間債権回収会社では出来なかつた、督促、回収業務も滞納家賃等回収業務を弁護士に委託した。また、再任用職員も配置して督促強化などを実施する中で、債権回収に取り組んでいる。
さらには、平成28年3月より収納率向上につながる2~4時間納付可能なコンビニ収納を開始するとともに、平成28年度から2か月滞納者(従前3~5か月)の連帯保証人に対し、納入協力依頼の通知を送付し、督促の強化を図っている。
平成29年度からは、弁護士委託に連帯保証人への督促・回収業務を追加、平成30年度、令和元年度においては催告書・督促状書面の見直しを行い、来庁した滞納者は福祉保健部局の支援制度につながる相談に応じている。
令和2年度からは、連帯保証人をたてられない場合の債務保証業者の利用を認め、滞納発生時に債務保証業者からの代位弁済を行える制度を導入し、更なる徵収強化に取り組んでいる。
今後も滞納整理ローラー作戦を行うなど、早期の滞納解消に取り組むとともに悪質な滞納者には厳正に対処してゆく。

一方、時効の援用がなされた債権については、適正に不納欠損処理を進めていくとともに、権利放棄の判断基準に該当する債権について調査を行い権利放棄も検討する。

②県営住宅駐車場使用料

県営住宅に対する督促状の発付や滞納整理ローラー作戦等により滞納の解消に努めている。平成24年度から現在に至る収納を実施している。平成28年3月より収納率向上につながる24時間納付可能なコンビニ収納を開始するなどし、督促の強化を図っている。

今後も、悪質な長期滞納者に対しては、契約解除し、明渡しを求めるなど、早期の滞納解消に取り組み厳正に対応していく。

③県営住宅破損賠償金

県営住宅を退去する際の入居者負担の修繕費未納に係る賠償金であるが、相当期間が経過した債権であり、債務者が居所不明であるなど、回収が非常に困難である。令和3年度に7名について追加の所在調査を行ったところ、3名については居所が判明した。残りの4名については、引き続き相続人調査等を行うとともに納付指導を行っていく。

④無断退去者等の退去修繕費

県営住宅を退去する際の入居者負担の修繕費未納に係る賠償金であるが、無断退去了したことから、債務者が居所不明であるなど回収が非常に困難である。滞納が解消されない対象者18名については引き続ぎ所在調査を行い、納付指導を行っていく。

⑤県営住宅明渡し不履行損害賠償金

高額所得者等に対する明渡し請求にもかかわらず、退去に応じない者に対する損害賠償金であるが相当期間が経過した債権であり、回収が非常に困難であるが、債務者2名について引き続き納付指導を行っていく。

⑥行政財産使用料

新型コロナウイルスの影響による解雇等により住戸の退去を余儀なくされる者に対して、緊急的な住まいを確保するための県営住宅の目的外使用許可に係る行政財産使用料であるが、債務者1名が居所不明とな

り回収が困難となっている。所在調査を行っていく。

監査対象機関	県土整備部 中北建設事務所(本所)
監査実施日	令和4年5月30～31日、6月30日

(指導事項)	5件(収入1、給与2、財産1、重点事項1)
①用地買取返還金	1) (今後の対応策等) ①用地買取返還金の令和3年度分、④道路使用料、⑤河川使用料については回収済。その他他については、今後とも関係者への通知や電話、訪問による催告を行い、引き続き債権の回収に努める。また、未納者の状況調査を行い、基準を満たした案件については、権利放棄を検討していく。
②甲府駅南北駅前広場使用料(一般自動車待機場)	
過年度分 先数 1件 72,500円	1) (今後の対応策等) ①用地買取返還金の令和3年度分、④道路使用料、⑤河川使用料については回収済。その他他については、今後とも関係者への通知や電話、訪問による催告を行い、引き続き債権の回収に努める。また、未納者の状況調査を行い、基準を満たした案件については、権利放棄を検討していく。
③工事契約解除違約金及び前払金返還利息	
合和3年度分 先数 1件 3,018円	1) (今後の対応策等) ①用地買取返還金の令和3年度分、④道路使用料、⑤河川使用料については回収済。その他他については、今後とも関係者への通知や電話、訪問による催告を行い、引き続き債権の回収に努める。また、未納者の状況調査を行い、基準を満たした案件については、権利放棄を検討していく。
④道路使用料	
合和3年度分 先数 2件 628,356円	1) (今後の対応策等) ①用地買取返還金の令和3年度分、④道路使用料、⑤河川使用料については回収済。その他他については、今後とも関係者への通知や電話、訪問による催告を行い、引き続き債権の回収に努める。また、未納者の状況調査を行い、基準を満たした案件については、権利放棄を検討していく。
⑤河川使用料	
合和3年度分 先数 1件 100円	1) (今後の対応策等) ①用地買取返還金の令和3年度分、④道路使用料、⑤河川使用料については回収済。その他他については、今後とも関係者への通知や電話、訪問による催告を行い、引き続き債権の回収に努める。また、未納者の状況調査を行い、基準を満たした案件については、権利放棄を検討していく。
⑥河川使用料	
合和3年度分 先数 1件 1,904,000円	1) (今後の対応策等) ①用地買取返還金の令和3年度分、④道路使用料、⑤河川使用料については回収済。その他他については、今後とも関係者への通知や電話、訪問による催告を行い、引き続き債権の回収に努める。また、未納者の状況調査を行い、基準を満たした案件については、権利放棄を検討していく。

3) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができる場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25／100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。	1) (今後の対応策等) 支給漏れについては、所要の事務処理を行いつつ、7月15日の例月給与支払日に支給済。長期の傷病休暇等で通勤手当を支給停止した場合は、人事管理を担当する管理職と、給与担当職員の双方で、当該職員の傷病休暇に関する情報を共有したうえで、始期から終期に至るまで相互に確認しながら事務を進めていくよう、チェック体制を強化する。
3) (発生原因の検証結果)	1) (今後の対応策等) 支給漏れについては、所要の事務処理を行いつつ、7月15日の例月給与支払日に支給済。長期の傷病休暇等で通勤手当を支給停止した場合は、人事管理を担当する管理職と、給与担当職員の双方で、当該職員の傷病休暇に関する情報を共有したうえで、始期から終期に至るまで相互に確認しながら事務を進めていくよう、チェック体制を強化する。
3) (発生原因の検証結果)	1) (今後の対応策等) 支給漏れについては、所要の事務処理を行いつつ、7月15日の例月給与支払日に支給済。長期の傷病休暇等で通勤手当を支給停止した場合は、人事管理を担当する管理職と、給与担当職員の双方で、当該職員の傷病休暇に関する情報を共有したうえで、始期から終期に至るまで相互に確認しながら事務を進めていくよう、チェック体制を強化する。
4) (今後の対応策等)	1) (今後の対応策等) 支給漏れについては、所要の事務処理を行いつつ、7月15日の例月給与支払日に支給済。長期の傷病休暇等で通勤手当を支給停止した場合は、人事管理を担当する管理職と、給与担当職員の双方で、当該職員の傷病休暇に関する情報を共有したうえで、始期から終期に至るまで相互に確認しながら事務を進めていくよう、チェック体制を強化する。
4) (今後の対応策等)	1) (今後の対応策等) 支給漏れについては、所要の事務処理を行いつつ、7月15日の例月給与支払日に支給済。長期の傷病休暇等で通勤手当を支給停止した場合は、人事管理を担当する管理職と、給与担当職員の双方で、当該職員の傷病休暇に関する情報を共有したうえで、始期から終期に至るまで相互に確認しながら事務を進めていくよう、チェック体制を強化する。

4) 取得用地に未登記のものがあった。	1) (今後の対応策等) 過年度の未登記案件については、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を
合和2年度以前の未登記 74筆	

5) 毒物及び劇物の管理において、鍵のない保管庫に保管されており、鍵の管理者が定められておらず、管理簿も作成されていなかった。

(図つていく。
(発生原因の検証結果)
毒物及び劇物の保管方法について認識が無かった。

(今後の対応策等)
鍵をかけられる専用の保管庫を購入し、劇物を保管することとした。また、保管庫の鍵の管理者を管理担当リーダーと定め、鍵の管理等により保管庫の開閉を厳密に管理することとした。

監査対象機関	県土整備部 中北建設事務所(横北支所)
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年5月19日～20日、6月21日

監査対象機関	県土整備部 中北建設事務所(横北支所)
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年6月1日～2日、6月30日

(指導事項)

4件(収入2、財産1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

工事契約解除違約金及び仮払金返還利息
過年度分 先数 2件 9,366円

2) 工事契約解除に伴う違約金及び延滞利息
過年度分 先数 2件 761,056円

3) 工事請負契約公正入札違約金
過年度分 先数 28件 1,117,545,089円

講じた措置

講じた措置

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

工事契約解除違約金及び仮払金返還利息
過年度分 先数 2件 1,529,409円

2) 河川における土地占用料について、収入科目が河川使用料ではなく水利使用料となっているものがあった。

(今後の対応策等)
1) (今後の対応策等)

1件は、連帯保証人の所在が判明したことから連帯保証人に對し未収金回収への対応を行っていく。もう1件は、法人解散手続の推移を確認し、解散された場合には速やかに不納欠損処分を行う。

2) 河川における土地占用料ではなく水利使用料となつてはいるものがあった。

(今後の対応策等)

起案文書の確認が不十分であったこと等が原因であるため、今後は決裁時のチェック等について周知徹底し、再発防止に努めていく。

3) (発生原因の検証結果)

備品の貸出、返却に当たっては、貸付調書、返却調書を作成することになっているが、規則等の理解不足により作成していない状況であった。

(今後の対応策等)

融雪剤散布機の貸付について、財務規則第161条に定める物品貸付調書及び貸付け物品返却調書が作成されていなかつた。

(今後の対応策等)

融雪剤散布に係る委託契約に伴い、散布機を貸し出す際には貸付調書を作成するとともに、委託業務終了時には返却調書の作成を行なうことを開示徹底し、再登記時に努めていく。

4) (今後の対応策等)
令和2年度以前の未登記(過年度分)については、「過年度未登記方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。

監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年5月19日～20日、6月21日
講じた措置	
(指導事項) 2件(収入1、財産1)	

1) (発生原因の検証結果) ①河川使用を行なう個人及び法人に対して調定したものであるが、それぞれ本人死亡、営業停止状態となり、現在も納付に至っていない。
②工事契約解除に伴う違約金及び延滞利息
過年度分 先数 2件 761,056円
③工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 28件 1,117,545,089円

1) (今後の対応策等) 引委会の排除措置命令及び譲微金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約款に基づき公正入札違約金を調定したもの。
③嶺東地域の入札競合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び譲微金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約款に基づき公正入札違約金を調定したもの。
(今後の対応策等) 引委会の排除措置命令及び譲微金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約款に基づき公正入札違約金を調定したもの。
②工事請負契約公正入札違約金を調定したもの。
③嶺東地域の入札競合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び譲微金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約款に基づき公正入札違約金を調定したもの。

1) (今後の対応策等) 1件は、連帯保証人の所在が判明したことから連帯保証人に對し未収金回収への対応を行っていく。もう1件は、法人解散手続の推移を確認し、解散された場合には速やかに不納欠損処分を行う。
2) 河川における土地占用料ではなく水利使用料となつてはいるものがあった。
3) (発生原因の検証結果) 起案文書の確認が不十分であったため、水利使用料と河川使用料を分けるべきところを、河川使用料一本の収入科目としてしまった。
4) (今後の対応策等) 融雪剤散布機の貸付について、財務規則第161条に定める物品貸付調書及び貸付け物品返却調書が作成されていなかつた。
2) 取得用地に未登記のものがあった。
3) (今後の対応策等) 令和2年度以前の未登記 204筆
4) (今後の対応策等) 令和2年度以前の未登記(過年度分)については、「過年度未登記方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。

監査対象機関	県土整備部 岐南建設事務所(本所)
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年6月1日～2日、7月1日

			監査の結果	講じた措置			
(指導事項) 2件(収入1、財産1)	過年度分 先数 1件 29,342円	1) 岐入について、次のとおり収入未済があった。	① 債権の一部を回収するとともに債務者に申し「債務承認及び納付誓約書」を取り交わしたため、債務者に対し分割納付をするよう交渉中である。	① 平成19年度に発生した受注業者の工事続行不能による解約解除に伴う前払金返還遅延による利息 (今後の対応策等)			
①河川使用料	過年度分 先数 2件 420,430円	②道路使用料	②道路使用料	①、②引き続き、文書、電話、訪問等による督促を継続していく。また、一度での納付が難しい場合は、分割納付を促し、少しでも収入未済額が減るよう努める。			
③延滞金	過年度分 先数 1件 8,007円	④工事契約解除に伴う前払金返還利息	③これらまでも返納を求めてきたが応じず、今後も引き続き納入を督促し、債権の速やかな回収に努める。				
過年度分 先数 2件 394,124円	②工事契約解除に伴う前払金返還利息	②令和4年4月28日、徵収済み(財団債権として支払われる)。	②令和4年4月27日に時効を越えるため、令和5年度に出納局の定期割納付をするよう交渉中である。	②令和4年4月27日に時効を越えるため、令和5年度に出納局の定期割納付をするよう交渉中である。			
(指導事項) 2件(収入1、財産1)	2) 取得用地に未登記のものがあつた。	③「債務承認及び納付誓約書」を取り交わし、分割納付をするよう交渉中である。	③これらまでも返納を求めてきたが応じず、今後も引き続き納入を督促し、債権の速やかな回収に努める。				
令和2年度以前の未登記 358筆	1) 取得用地に未登記のものがあつた。	④1件(354,523円)については、法人の清算人の死亡後、債権の請求先がない状態である。当該債権は令和5年2月27日に時効を越えるため、令和5年度に出納局の定期割納付をするよう交渉中である。	④1件(354,523円)については、法人の清算人の死亡後、債権の請求先がない状態である。当該債権は令和5年2月27日に時効を越えるため、令和5年度に出納局の定期割納付をするよう交渉中である。				
などの理由により未登記となっている。	2) 取得用地に未登記のものがあつた。	⑤令和5年2月27日に時効を越えるため、令和5年度に出納局の定期割納付をするよう交渉中である。	⑤令和5年2月27日に時効を越えるため、令和5年度に出納局の定期割納付をするよう交渉中である。				
(今後の対応策等)	1) 取得用地に未登記のものがあつた。	⑥令和5年2月27日に時効を越えるため、令和5年度に出納局の定期割納付をするよう交渉中である。	⑥令和5年2月27日に時効を越えるため、令和5年度に出納局の定期割納付をするよう交渉中である。				
今年度は相続手続の完了した筆など8筆の処理を進めている。引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき優先度を付けた上で未登記の解消を行っていく。	2) 取得用地に未登記のものがあつた。	⑦令和5年2月27日に時効を越えるため、令和5年度に出納局の定期割納付をするよう交渉中である。	⑦令和5年2月27日に時効を越えるため、令和5年度に出納局の定期割納付をするよう交渉中である。				
監査対象機関	県土整備部 富士・東部建設事務所(本所)	監査対象期間	令和3年度	監査実施日	令和4年5月24日～25日、6月24日	監査の結果	講じた措置
監査対象期間	令和3年度	監査実施日	令和4年5月24日～25日、6月24日	監査の結果	講じた措置		
(指導事項) 3件(収入1、財産1、契約1)	1) 岐入について、次のとおり収入未済があつた。	1) 岐入について、次のとおり収入未済があつた。	1) 岐入について、次のとおり収入未済があつた。	1) 岐入について、次のとおり収入未済があつた。	1) 岐入について、次のとおり収入未済があつた。	1) 岐入について、次のとおり収入未済があつた。	1) 岐入について、次のとおり収入未済があつた。
①工事契約解除に伴う前払金返還利息	②非常勤嘱託職員の欠勤に伴う社会保険料及び報酬	③道路使用料	①工事契約解除に伴う前払金返還利息	②非常勤嘱託職員の欠勤に伴う社会保険料及び報酬	③道路使用料	①工事契約解除に伴う前払金返還利息	②非常勤嘱託職員の欠勤に伴う社会保険料及び報酬
過年度分 先数 1件 31,636円	過年度分 先数 1件 133,394円	過年度分 先数 1件 60,622円	過年度分 先数 1件 31,636円	過年度分 先数 1件 133,394円	過年度分 先数 1件 60,622円	過年度分 先数 1件 31,636円	過年度分 先数 1件 133,394円
(指導事項) 2件(収入1、財産1)	1) 岐入について、次のとおり収入未済があつた。	1) (発生原因の検証結果)	①、②債権発生後、速やかに差押え等滞納処理。収入未済となつた後については、文書、電話、訪問等による督促を繰り返していくが、債務者側の経済状況悪化等が理由で回収が難しい状況であった。	①、②債権発生後、速やかに差押え等滞納処理。収入未済となつた後については、文書、電話、訪問等による督促を繰り返していくが、債務者側の経済状況悪化等が理由で回収が難しい状況であった。	①、②債権発生後、速やかに差押え等滞納処理。収入未済となつた後については、文書、電話、訪問等による督促を繰り返していくが、債務者側の経済状況悪化等が理由で回収が難しい状況であった。	①、②債権発生後、速やかに差押え等滞納処理。収入未済となつた後については、文書、電話、訪問等による督促を繰り返していくが、債務者側の経済状況悪化等が理由で回収が難しい状況であった。	①、②債権発生後、速やかに差押え等滞納処理。収入未済となつた後については、文書、電話、訪問等による督促を繰り返していくが、債務者側の経済状況悪化等が理由で回収が難しい状況であった。
①河川使用料	②河川使用料に係る延滞金	③道路使用料	①河川使用料	②河川使用料に係る延滞金	③道路使用料	①河川使用料	②河川使用料に係る延滞金
過年度分 先数 2件 1,619,461円	合計 3年度分 先数 1件 27,293円	合計 3年度分 先数 1件 60,622円	過年度分 先数 2件 1,619,461円	合計 3年度分 先数 1件 27,293円	合計 3年度分 先数 1件 60,622円	過年度分 先数 2件 1,619,461円	合計 3年度分 先数 1件 27,293円
(指導事項) 2件(収入1、財産1)	1) 岐入について、次のとおり収入未済があつた。	1) (発生原因の検証結果)	①、②債権発生後、速やかに差押え等滞納処理。収入未済となつた後については、文書、電話、訪問等による督促を繰り返していくが、債務者側の経済状況悪化等が理由で回収が難しい状況であった。	①、②債権発生後、速やかに差押え等滞納処理。収入未済となつた後については、文書、電話、訪問等による督促を繰り返していくが、債務者側の経済状況悪化等が理由で回収が難しい状況であった。	①、②債権発生後、速やかに差押え等滞納処理。収入未済となつた後については、文書、電話、訪問等による督促を繰り返していくが、債務者側の経済状況悪化等が理由で回収が難しい状況であった。	①、②債権発生後、速やかに差押え等滞納処理。収入未済となつた後については、文書、電話、訪問等による督促を繰り返していくが、債務者側の経済状況悪化等が理由で回収が難しい状況であった。	①、②債権発生後、速やかに差押え等滞納処理。収入未済となつた後については、文書、電話、訪問等による督促を繰り返していくが、債務者側の経済状況悪化等が理由で回収が難しい状況であった。
③工事契約解除に伴う前払金返還利息	④工事契約解除に伴う前払金返還利息	⑤工事契約解除に伴う前払金返還利息	③工事契約解除に伴う前払金返還利息	④工事契約解除に伴う前払金返還利息	⑤工事契約解除に伴う前払金返還利息	③工事契約解除に伴う前払金返還利息	④工事契約解除に伴う前払金返還利息